

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項に基づき、自立・分散型エネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内において取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、取手市補助金等交付規則（昭和43年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自立・分散型エネルギー設備」とは、別表第1の左欄に掲げる設備をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民が自ら居住するために用いる住宅等の家屋（小規模な事務所及び店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋（居住部分の床面積が総面積の2分の1以上であるものに限る。）を含む。）に、別表第1の右欄に掲げる要件を満たす設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する住宅（以下「対象住宅」という。）に居住していること（補助対象事業の完了の期日までに対象住宅に居住することが見込まれる場合を含む。）又は住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (2) 本人及び本人と生計を一にする者が市税を滞納していないこと。
- (3) 申請時に補助対象設備の設置工事（以下「対象工事」という。）を開始していないこと又は補助対象設備付き住宅の引渡しを受けていないこと。
- (4) 補助対象事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の同意を得ていること。
- (5) 本人又は本人と同一世帯に属する者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 本人又は本人と同一住所地において居住する者が県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行っていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金は、一の住宅につき1回に限り交付する。ただし、集合住宅の専有部分

において利用する設備を設置する場合にあっては、一戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象工事の着手前(補助対象設備付きの住宅を取得する場合にあっては、引渡し前)までに、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 市税を滞納していないことが証明できる書類
- (7) 住民票の写し(補助金の交付申請時において対象住宅に居住していない者を除く。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付を可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定したときは取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付の決定に当たって、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る補助対象事業の内容を変更し、又は中止するときは、速やかに取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認するときは、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業変更承認通知書(様式第5号)又は取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業中止承認通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日(補助対象設備付き住宅の場合にあっては、引渡しの日)から起算して30日を経過した日又は完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) いばらきエコチャレンジに登録したことを証明する書類
- (5) 住民票の写し（補助金の交付申請時において対象住宅に居住していない者に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書（様式第9号）により、市長へ補助金の交付を請求するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の期間内において、補助対象事業に係る補助対象設備をやむを得ない理由により譲渡、交換、貸与その他の処分をしようとするときは、あらかじめ取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分承認申請書（様式第10号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認するときは取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分承認通知書（様式第11号）により、承認しないときは取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分不承認通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について、協力を求めることができる。

- (1) エネルギーの使用に関するデータの提供
- (2) 家庭用蓄電池、地球温暖化防止等に関するアンケート
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化防止等に関し市長が必要と認める事項

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1 (第2条, 第3条関係)

補助対象設備の要件

対象設備	設備の要件
蓄電システム	(1) 令和4年度又は令和5年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであること。 (2) 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 (3) 住宅に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。

	(4) 蓄電池部から供給される電力が当該蓄電システムが設置された住宅で使用されるものであること。
--	--

別表第2 (第5条関係)

補助対象経費及び補助金の額

対象設備	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体 (蓄電池部, 電力変換装置, 蓄電システム制御装置等) 及び付属品 (計測・表示装置, キュービクル等) の購入費並びにそれらの設置に要する工事費 (据付・配管工事等)	1 設備あたり 5 万円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書

年度において取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

設 置 場 所	取手市					
設置に要する経費	円（消費税込み）					
補助金交付申請額						円
補 助 対 象 設 備	蓄電システム					
工事着工予定日		年		月		日
工事完了予定日		年		月		日
設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築（自己所有・賃貸・共有名義） <input type="checkbox"/> その他 ()					

補助金の交付を受けるに当たり、当該年度及び過年度の市税の納付状況について、市が確認することに同意します。

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

承諾通知書

年度取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付申請について、申請者が法定耐用年数内における適切な管理義務を果たすことを条件に、補助対象設備の設置を予定している土地・建築物の所有者である下記の者の承諾を得たので通知します。

記

土地・建物 所有者 氏名・住所				
土地・建物 所有者	氏 名		承諾印	
	住 所			
土地・建物 所有者	氏 名		承諾印	
	住 所			
土地・建物 所有者	氏 名		承諾印	
	住 所			

【添付書類】 チェックリスト

提出書類を確認し、「レ」を記入してください。

- 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書の写し
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- 市税を滞納していないことが証明できる書類
- 住民票の写し（補助金の交付申請時において対象住宅に居住していない者を除く。）
- その他市長が必要と認める書類
()

様式第2号（第7条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

交付決定番号	
交付決定日	年 月 日
交付決定金額	円
完了期限	年 月 日
補助金交付決定条件	

様式第3号（第7条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金につきましては、下記のとおり不交付となりましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け取 第 号で交付の決定を受けた取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金について、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 交付決定番号

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更（中止）の理由

様式第5号（第8条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業の計画変更につきましては、次のとおり承認しましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

交付決定番号	
計画変更承認日	
計画変更承認の内容	
計画変更承認条件 上記の内容にさらに変更等が生じた場合、遅延なく市長に報告し、承認を受けること。	

様式第6号（第8条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業中止承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業の中止につきましては、次のとおり承認しましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 中止となる事業の 交付決定番号	
2 中止承認日	
3 中止の理由	

年 月 日

取手市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書

年 月 日付け取 発第 号で交付の決定を受けた取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金に係る事業が完了したので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助対象事業完了日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
 - (2) 補助対象設備の保証書の写し
 - (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
 - (4) いばらきエコチャレンジに登録したことを証明する書類
 - (5) 住民票の写し（補助金の交付申請時において対象住宅に居住していない者に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第10条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金につきましては、次のとおり交付額を確定しましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号	
2 補助金交付確定額	

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書

年 月 日付け取 発第 号で交付額の確定を受けた取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金について、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額						円
-----	--	--	--	--	--	---

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
	口座種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分承認申請書

年 月 日付け取 発第 号で交付の決定を受けた取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金により取得した財産を処分したいので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 交付額確定通知年月日及び番号
- 3 補助対象設備名称
- 4 財産処分の理由

様式第11号（第12条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分承認通知書

年 月 日付けで財産処分承認申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備設置に係る財産の処分につきましては、次のとおり承認することとしましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

1 交付決定番号	
2 処分の理由	

様式第12号（第12条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備財産処分不承認通知書

年 月 日付けで財産処分承認申請のありました取手市自立・分散型エネルギー設備設置に係る財産の処分につきましては、次のとおり承認しないこととしましたので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

1 交付決定番号	
2 不承認の理由	

様式第13号（第13条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け取 発第 号で交付の決定をした取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金につきましては、次のとおり交付の決定を取り消したので、取手市自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号						
2 取消しの額						円
3 取消し後の交付額						円
4 取消しの内容及びその理由						